

# 独立行政法人国立病院機構東尾張病院 地域連絡会議規程

## （目的等）

- 第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（以下「東尾張病院」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営状況及び医療観察法の施行状況等を報告し、かつ、意見交換を行なうこととする。

## （規程の閲覧）

- 第2条 この規程は、地元関係者等が容易に閲覧できるように配慮する。

## （構成員）

- 第3条 連絡会議の構成員は、下記のとおり地域住民構成員、関係自治体等構成員及び東尾張病院構成員により構成する。
- 一 地域住民構成員名古屋市及び尾張旭市の該当学区代表者とする
  - 二 関係自治体等構成員
    - ・愛知県守山警察署
    - ・名古屋市守山消防署
    - ・愛知県保健医療局健康医務部医務課
    - ・名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
    - ・名古屋市守山区総務課
    - ・尾張旭市福祉課
    - ・名古屋市守山保健センター
    - ・瀬戸保健所
    - ・名古屋保護観察所
  - 三 東尾張病院構成員  
院長、副院長、事務部長、看護部長、司法精神医学部長、司法精神医学科医長、副看護部長、第3病棟看護師長
- 2 構成員の任期は特に定めないが、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

## （開催方法等）

- 第4条 連絡会議は東尾張病院において開催することとし、その運営は下記により行う。
- 一 議長は院長とし、議事進行を行う
  - 二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する
  - 三 開催回数は原則年1回とするが、各構成員から要請があった場合は、必要に応じ臨時の連絡会議を開催することができる
  - 四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる
  - 五 この会議の庶務は東尾張病院医療観察法係長が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

(議題等)

第5条 連絡会議の議題は下記のとおりとする。

- 一 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関すること
  - 二 東尾張病院全体の運営状況に関すること
  - 三 第3病棟の運営状況に関すること
  - 四 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
  - 五 その他意見交換
- 2 前項第一号に定める情報提供は、第3病棟の患者数・年齢構成・病名等について行うこととするが、対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 広く地域住民等からの意見等を聴くため、東尾張病院内に恒常的な相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の対応方法等は下記のとおりとする。
- 一 窓口担当者は東尾張病院医療観察法係長とし、窓口責任者は事務部長とする
  - 二 寄せられた意見等について、東尾張病院内で検討を加え、また必要に応じ関係機関とも調整のうえ、迅速に対処しなければならない
  - 三 対処内容等結果については、当事者に伝えるとともに、連絡会議、東尾張病院ホームページ、必要に応じ市又は区の広報等により周知する
  - 四 意見等を提出した者が不利益を受けないよう適切な配慮を行う

(附則)

施行期日

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(附則)

施行期日

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

施行期日

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

施行期日

この規程は、令和元年10月1日から施行する。